

新型コロナウイルス感染症に伴う
松戸市の取り組みについて
～ 市民の生命と生活を守るために ～

日時：令和2年4月27日(月)
14時30分から

会場：新館7階大会議室

目次

1. 市内感染者数の推移【P.1】
2. 医療体制の整備【P.5】
3. 新型コロナウイルス感染症に伴う松戸市独自の取り組み【P.8】
 - (1)生活に困っている世帯・個人への支援【P.9】
 - (2)厳しい経営環境にある中小企業・個人事業主への支援【P.13】
 - (3)福祉・介護・子どもを支えるひとへの支援（県内初）【P.15】
 - (4)医療提供体制の強化【※調整中のためページなし】
 - (5)子どもたちへの支援【P.16】
 - (6)感染拡大の防止対策【P.19】
4. 国の緊急経済対策【P.21】
 - 国の緊急経済対策関連経費【P.22】
5. 新型コロナウイルス感染症に伴うその他の取り組み【P.23】

1. 市内感染者数の推移

健康福祉政策課 ☎ 047-704-0055

●市内感染者数

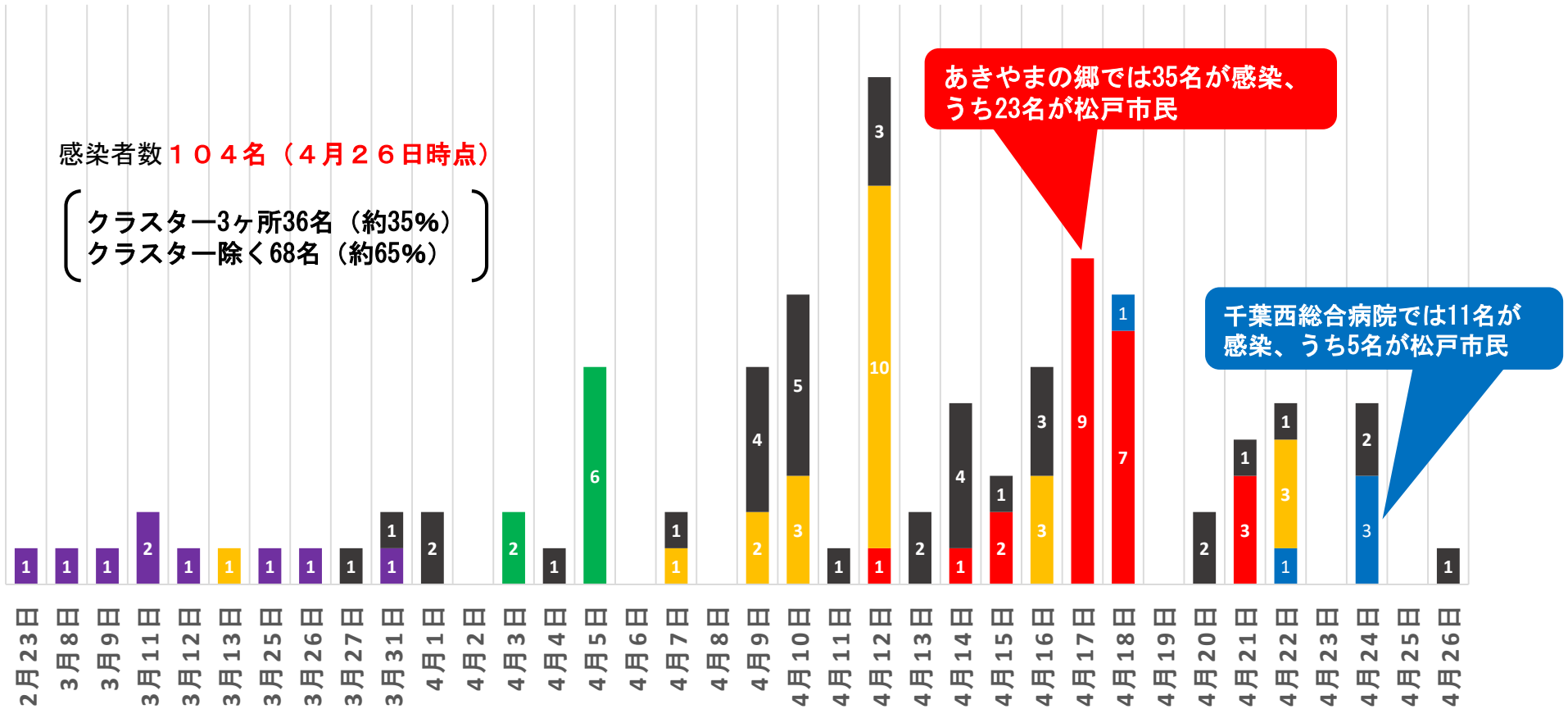
104人（4月26日時点）

●感染者の傾向

- ・4月以降、市内感染者が急増。クロネコヤマト南花島営業所や介護老人保健施設あきやまの郷、千葉西総合病院で集団感染が発生
- ・あきやまの郷では35人が感染、うち23人が松戸市民
- ・千葉西総合病院では11人が感染、うち5人が松戸市民
- ・年代別では40～50代の感染者が多く、60歳代以上は約4割となっている
- ・市内感染率は東京都と同じくらいの割合となっている

① 発生日別・感染源別(R2.4.26時点)

■ あきやまの郷 23名 (22.1%)
 ■ ヤマト 8名 (7.7%)
 ■ 千葉西総合病院 5名 (4.8%)
 ■ 家族 23名 (22.1%)
 ■ 市外 9名 (8.7%)
 ■ 不明 36名 (34.6%)
 ■ 発生なし



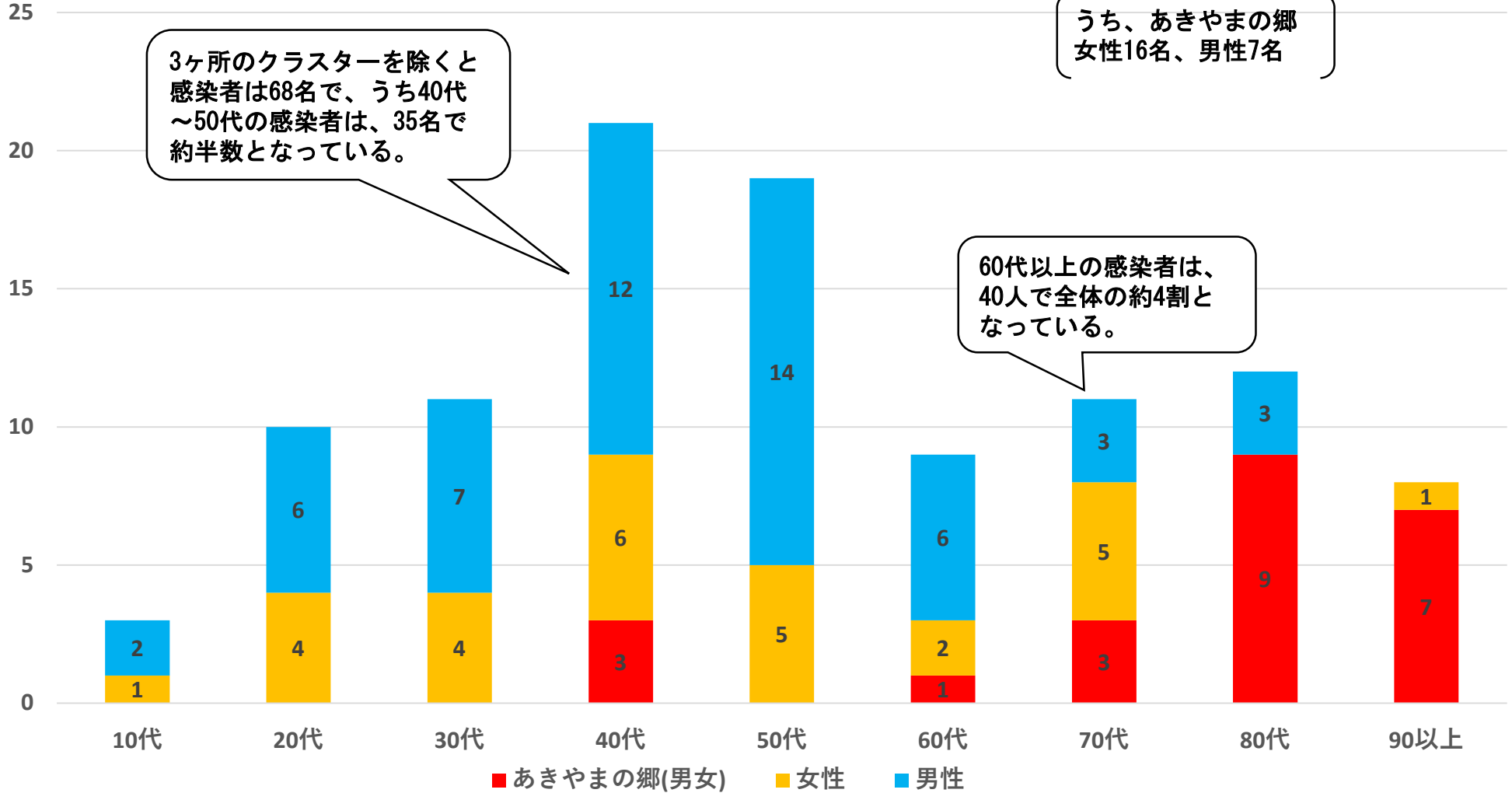
②年代別（R2.4.26時点）

女性44名、男性60名

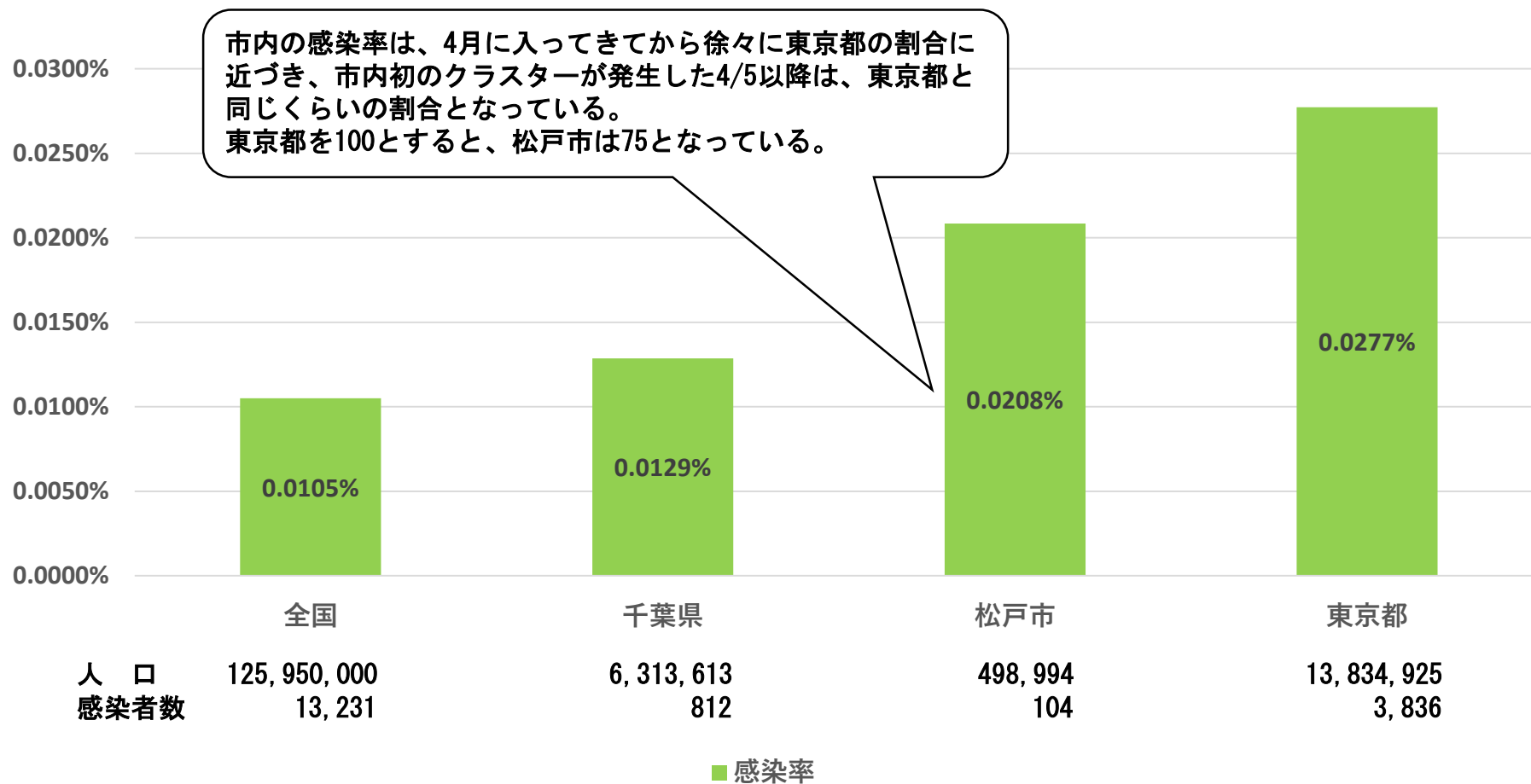
うち、あきやまの郷
女性16名、男性7名

3ヶ所のクラスターを除くと
感染者は68名で、うち40代
～50代の感染者は、35名で
約半数となっている。

60代以上の感染者は、
40人で全体の約4割と
なっている。



③感染率 (R2. 4. 26時点)



(4) 医療提供体制の強化

2. 医療体制の整備

① 病床数の確保

- ①松戸市立総合医療センター 総務課 ☎ 047-712-2511
- ②地域医療課 ☎047-366-7771

現在、市立総合医療センターでは、第二種感染症指定病院として8床の専用病床の指定を受けています。

国内、東京都では新型コロナウイルス感染症患者が多く、市として、市民の安全・安心を確保するため、同感染症に対応する病床を35床確保しました。

今後も、感染者数増加に対応した病床確保に準備を進めます。



●病床数

- ①市立総合医療センター：8床（既存）+ 6床（ICU）+ 21床 = 35床
- ②千葉西総合病院 5月中旬にプレハブによる20床

(4) 医療提供体制の強化

② 医療従事者等の受け入れ施設の確保

(健康福祉政策課 ☎ 047-704-0055)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、医療介護従事者等を受け入れる宿泊施設を確保しました。

●対象者

家にいることが困難な方

(例) 家族に感染してしまうという不安を抱く医師や看護師等

●確保した受け入れ施設

市内民泊物件 (9 部屋) ※松戸競輪場選手宿泊施設等とも協議中

●対象者負担額

なし (ただし、飲食代などの生活に必要な経費は、対象者負担となります)

(4) 医療提供体制の強化

③ PCR検査（ドライブスルー方式）

（地域医療課 ☎ 047 - 366 - 7771）

新型コロナウイルスの感染拡大に伴いPCR検査が必要な患者が増えていることから、検査の効率化のため、車に乗ったまま検体を採取する「ドライブスルー方式」を松戸市医師会と連携し実施しています。

- 対象者**
 - ・ 帰国者・接触者相談センター（松戸保健所）から依頼のある患者
 - ※国より新たに示されている地域の診療所等において感染している可能性が高いと診断された患者を検査できるように検討しています。
 - ※検査を希望する人が誰でも検査できるわけではありません。
- 効果**
 - ・ ドライブスルー方式の導入によって、医療現場と検査場所を分離し、医療機関の負担軽減と院内感染の防止、効率化が図れる。



3. 新型コロナウイルスに伴う 松戸市独自の取り組み

ひとり親世帯へ緊急支援給付金を支給

(子育て支援課 児童給付担当室 ☎ 047-366-3127)

児童扶養手当受給者を対象に、「ひとり親世帯への緊急支援給付金」の支給を行います。

●事業費 2億1,400万円

●支給内容 第1子に40,000円×2回=80,000円

第2子に20,000円×2回=40,000円

第3子以降に各10,000円×2回=20,000円/1人

●支給月 5月、8月の計2回

●支給対象者 児童扶養手当を受給している2,200世帯
(生活保護世帯を除く)

市税等の納税猶予の特例

債権管理課 ☎ 047-704-4004、下水道経営課 ☎ 047-366-7394

新型コロナウイルスの影響により収入が大幅に減少した個人及び事業者に対し、市税の納税や市営水道料金・下水道使用料等の支払いを猶予する。

● 猶予期間

①地方税・・・令和3年1月31日までに納期限が到来するもの

②市営水道料金・下水道使用料・・・令和2年12月31日

● 影響額 6億2,400万円

【内訳】 ①地方税 5億4,800万円

②国民健康保険料等 7,600万円

内定取消者や失業者を 松戸市職員として採用

(人事課 ☎ 047-366-7306)

新型コロナウイルス感染症の影響による雇用情勢の急激な悪化を受け、影響を受けた方への緊急雇用対策として、採用の内定を取り消された方、退職を余儀なくされた方を対象とした任期付職員の募集を行います。

- **募集人数** 10名程度
- **任用期間** 合格後、受験者の準備が整い次第、令和3年3月31日まで
- **給与等** 月17万円 ※賞与、社会保障等あり
- **受験資格** 以下の全てに該当する方 ※年齢要件はありません。
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響で企業等から採用の内定を取り消された方または失業状態となった方
 - ・市内に在住している方または通学・通勤していた方
- **受付期間** 令和2年4月27日(月)～5月8日(金)
- **試験内容** **第1次試験**：書類選考 **第2次試験**：面接試験(随時)

新型コロナウイルス感染症に関する国民健康保険における 傷病手当金を給付 (国民健康保険課 ☎ 047-366-7293)

被用者が新型コロナウイルスに感染した場合または感染の疑われる場合に、仕事を休みやすい環境を整備することが求められていることから、条例を改正し、申請に基づき傷病手当金を給付します。

- 対象者** 新型コロナウイルス感染または感染疑いのため労務に服することができなくなった被用者のうち、松戸市国民健康保険の加入者
- 支給要件** 労務に服することができなくなった日から起算して、3日を経過した日から、労務に服することができない期間（4日目から支給対象）
- 支給額** 直近の継続した3カ月間の給与合計金額を就労日数で除した金額 $\times 2 / 3 \times$ 日数
- 適用期間** 令和2年1月1日から（入院が継続する場合等は最長1年6カ月）
- 申請方法** 世帯主・被用者・事業主・医療機関が記入する申請書を松戸市国民健康保険課に提出

(2) 厳しい経営環境にある中小企業・個人事業主への支援 【2億9,000万円】

松戸市独自の中小企業への資金繰り支援

～新型コロナウイルス感染症対策利子補給金・保証料補助金～

(商工振興課 ☎ 047-711-6377)

●事業費

2億4,000万円

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売り上げが減少している中小企業等に対して、1,000万円を上限に利子補給及び保証料補助を行います。

●対象

セーフティネット保証4号・5号・危機関連保証による千葉県制度融資のセーフティネット資金（市町村認定枠及び危機関連保証枠）を借り入れた市内中小企業者（個人事業主含む）

●補助対象期間

- ・千葉県がセーフティネット保証4号の指定を受けている期間（6月1日まで）
- ・上記指定期間が延長された場合、補助対象期間の延長を検討します。
- ・本制度創設前に認定を受けたものについても補助対象とします。

●補助金額及び申請期間

- ・利子補給 初回利子支払日から3年以内の支払利子を全額補助（申請期間：令和2年12月から令和3年1月）
- ・保証料補助 保証料の3年分相当を補助（申請期間：令和2年5月1日より随時受付）

(2) 厳しい経営環境にある中小企業・個人事業主への支援 【2億9,000万円】

新型コロナウイルス対策売上回復支援補助金

(商工振興課 ☎ 047-711-6377)

●事業費 5,000万円

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上が減少している中小企業者等が、外出自粛に対応する中、売上回復に資する取組みの経費の一部として、最大100万円を補助します。

●対象

- ・令和2年2月29日以前から市内で事業を営んでいる中小企業者（個人事業主含む）
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上高が20%以上減少していること 等

●補助対象事業 新型コロナウイルス感染症対策や外出自粛に対応し、令和2年3月1日以降に開始した、売上回復に資する取り組み

●補助対象経費

- ・新たに始めるテイクアウト・デリバリー事業に必要な容器等購入費用
- ・インターネットを活用した事業を開始する際に、事業者が払う初期費用、手数料
- ・クラウドファンディング代行業者等に支払う手数料
- ・新たに事業を始めるために必要な広告宣伝費、WEB制作委託費 等

●補助金額 補助対象経費（消費税及び地方消費税を除いた額）の5分の4以内（上限100万円）

●補助対象期間 令和2年4月1日～9月30日（最大3カ月）

(3) 福祉・介護・子どもを支えるひとへの支援【3億円】

まつどの福祉・介護・子どもを支えるひと応援事業

(介護保険課 ☎ 047-366-4101)

- **事業費** 3億円

- **目的** 新型コロナウイルスの感染が拡大している中でも、介護や子どもの保育等の支援が必要な市民の生活を守るために、感染リスクを抱えながらも働き続けている介護等に従事する職員や子どもの保育等の支援に従事する職員に対して敬意を表するため支援金を給付する。

- **対象** 市内の介護、障害児・障害者、子どもの保育等を支援する事業所・施設
 - ・ 介護サービス事業所 約760事業所
 - ・ 障害児・障害者サービス事業所 約450事業所
 - ・ 放課後児童クラブ・保育園・幼稚園等 約290施設計 1,500事業所(施設)

- **支給額** 1事業所(施設)あたり一律20万円を事業者へ支給 (予算規模：20万円×1,500カ所=3億円)

- **支給対象となる費用** 介護・障害サービス等に従事する職員や子どもの保育等の支援に従事する職員へ事業所が慰労金や特別手当等を上乗せする経費

(5) 子どもたちへの支援【5億4,077万円】

I 自宅学習課題の郵送 (2,991万円)

II 電話連絡による学習状況把握 (330万円)

全児童生徒
一人一人に向けて

(指導課 ☎ 047-366-7458)

- I** 目的：● 学びを止めない
● 生活リズムの保持
● 一人ひとりが確実に手元で確認できる

・家庭で取り組める学習教材や助言プリント
児童生徒への励ましメッセージ等を郵送する。

- II** 目的：● 心身の健康状態の把握
● 学習相談
● 直接会話し状況を的確に把握

・児童生徒やその保護者と直接電話でやりとりし、
学習や健康状態を把握するとともに、悩みや不安
など心のケアをする。



教員による家庭への電話連絡の増加に対応し、各小中学校へ携帯電話を配置

(5) 子どもたちへの支援【5億4,077万円】

小学校の預かり児童、放課後児童クラブの児童に昼食(パン)を提供

(保健体育課 ☎ 047-366-7459)

保護者の負担軽減の一助となるように、昼食(パン)を無償で提供します。

- **実施日** 令和2年4月30日(木)・5月1日(金)
- **提供食** 総菜パン2個(山崎製パン(株)の商品2種類)
- **対象者** 学校での預かり体制及び放課後児童クラブを利用している児童
- **提供方法** 松戸市が購入したパンを、預かり体制及び放課後児童クラブの利用状況に応じ、市職員がパンを仕分けて各校に配送します。
- **予算額** 220万円
- **提供予定数** 市内全体で1日あたり1,100人分
- **その他** パンの提供に関し、事前申込は不要です。
 学校休校が延長となる場合、5月末日までの期間において、5月7日(木)・8日(金)の2日間と11日(月)以降は毎週火曜・金曜の週2回、パンを提供します。



(5) 子どもたちへの支援【5億4,077万円】

準要保護児童生徒に対する休校期間中の昼食援助費の支給

(保健体育課 ☎ 047-366-7459)

準要保護に認定された児童生徒に対し、休校期間中の昼食援助費として、給食費相当額を支給します。

- **予算額** 1,282万円
- **援助対象** 松戸市立小中学校に通学し、準要保護に認定された児童生徒
- **支給額** 1食単価に1カ月の給食実施予定回数を掛けた金額を月ごとに支給します。
※1食単価：小学校低学年250円、中学年270円、高学年290円、
中学生310円 + 各牛乳代1本53.94円
- **対象期間** 令和2年4月からの休校期間に応じて支給
- **支給時期** 令和2年7月下旬頃から順次支給予定
- **支給方法** 原則、松戸市から保護者の有する銀行口座へ直接支給
※準要保護：要保護（生活保護）に準ずる程度に経済的に困窮していると
市が認めた場合、給食費や学用品費等を市が負担するもの。

(6) 感染拡大の防止対策【8,669万円】

「緊急時Web会議システム専用タブレット」を導入

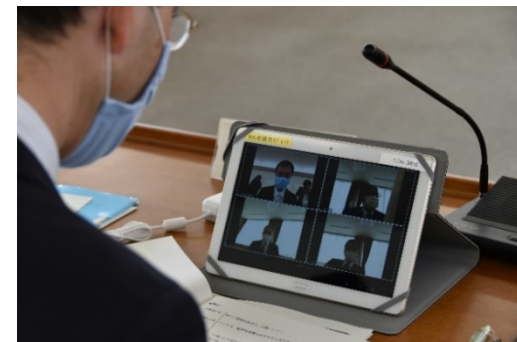
(情報政策課 ☎ 047-366-7399)

県内初！在宅など市庁舎外で利用でき、多数の参加者で会議が可能

重要かつ緊急的な会議等を集合せずに行うことができる環境を整備するため、「緊急時Web会議システム専用タブレット」を4月20日に導入し、部長会議や感染症対策協議での利用を開始しています。

新型コロナウイルス感染拡大の終息後も、働き方改革として遠隔地との会議・協議会等に活用できます（別添資料参照）。

- 端末台数 100台 ※10.1型タブレット
- 導入経費 約1,400万円（回線経費を含む）
- 特 徴
 - ・ 場所に捉われず「業務の完結」が可能
 - ・ 多人数と接続しても安定した会議が可能



Web会議の様子

業務完結型タブレットの導入 ~場所という概念に捉われない~

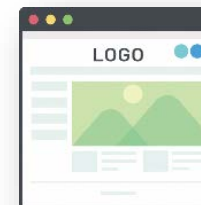
1 議題・案件の共有及び通知

- ・ LINE電話
- ・ 電子メール



2 情報収集及び会議準備

- ・ Webブラウザ
- ・ 電子メール



専用タブレット

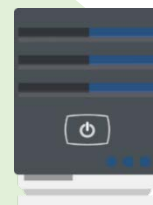


ポリシー配布
端末指示



端末状態
利用状況

セキュリティ
管理サーバ



4 会議録の送付及び確認

- ・ 電子メール
- ・ Web会議録画の再生
- ・ チャット



3 Web会議の開催

- ・ LINEで開催通知
- ・ zoom会議実施
- ・ Web会議録画



4. 国の緊急経済対策

生活に困っている方のための特別定額給付金の早期支給

(市民自治課特別定額給付金担当室 ☎ 047-366-7062)

●収入の減少等により生活に困っている方のための早期支給を目指します。

- 申請書による申請 ①市ホームページからの申請書ダウンロード
②本庁・支所に申請書設置

配布開始：4月28日 支給：5月7日以降

申請書に必要事項を記入の上必要書類とともに郵送により申請

- オンライン申請 受付開始：5月1日(予定) 支給：5月8日以降

マイナンバーカード所持者によるマイナポータルを使った電子申請

【必要書類】

申請書による申請：身分証明証の写し、口座番号が確認できる書類（預金通帳など）の写し

オンライン申請：口座番号が確認できる書類（預金通帳など）の写し

5. 新型コロナウイルスに伴う その他の取り組み

「コロナ対策緊急寄附」にご協力を

(総務課 ☎ 047-366-7305)

新型コロナウイルス感染症の拡大により市民生活に甚大な影響を及ぼしていますが、こうした中、市民からは、「市に寄附したい」「国から給付される特別定額給付金を市のコロナ対策に役立てたい」との声も寄せられています。市では、この度、このような皆様の温かいお気持ちを、コロナ対策に活用させていただくために「コロナ対策緊急寄附」を創設します。

- 1 使用目的** (1) 総合医療センター感染症対策に関する整備
 (2) 陰圧車椅子の整備
 (3) 高規格救急車の整備 など
- 2 創設日** 令和2年4月27日(月)
- 3 寄附の方法** 寄附申込書にご記入の上、総務課へ電子メール・FAX・郵送のいずれかにより提出。受付後、郵送する納付書により銀行振込または郵便振替にて入金手続きを行う
 ※現金書留やクレジットカードも可。
- 4 その他** 本寄附は、お礼の品はないが、税額控除の対象となる

その他の取り組み

21世紀の森と広場の入口と駐車場の一部を閉鎖します

(公園緑地課 21世紀の森と広場管理事務所 ☎ 047-345-8900)

新型コロナウイルス感染防止のため、21世紀の森と広場の入口と駐車場の一部閉鎖を行います。また、密集・密接を防ぐため、状況により入場制限を行う場合があります。

- (1) 4月29日(水)から5月6日(水)の期間、5カ所の入口のうち中央口からのみ入・退園とします。
- (2) 4カ所の駐車場のうち中央口に隣接している東駐車場・東第2駐車場・森のホール地下駐車場(合計462台)のみ駐車可能とします。
- (3) 密集・密接を防止するため状況により入場制限を行う場合があります。
- (4) 5月7日(木)以降は緊急事態措置の延長等を踏まえ、決定次第、改めてお知らせします。



子どもたちに向けた応援メッセージ動画の公開

(子ども政策課 ☎ 047-704-4007)

本市にゆかりのある著名人からいただいた、自宅で過ごす子どもたちへの応援メッセージ動画を掲載しています。

■ 宇宙飛行士 山崎直子さん（近日公開予定）

- ・ 松戸市出身の宇宙飛行士
- ・ 松戸市名誉市民、松戸市民会館名誉館長



■ プロ野球選手 福岡ソフトバンクホークス・高橋礼選手

- ・ 専大松戸高校⇒専修大学⇒福岡ソフトバンクホークス
- ・ 第2回WBSCプレミア12日本代表として世界一に貢献



【公開先】

- ・ まつどDE子育て内特設サイト「自宅で過ごす子どもたちのために」で掲載しています。 ※今後も随時追加していく予定です。

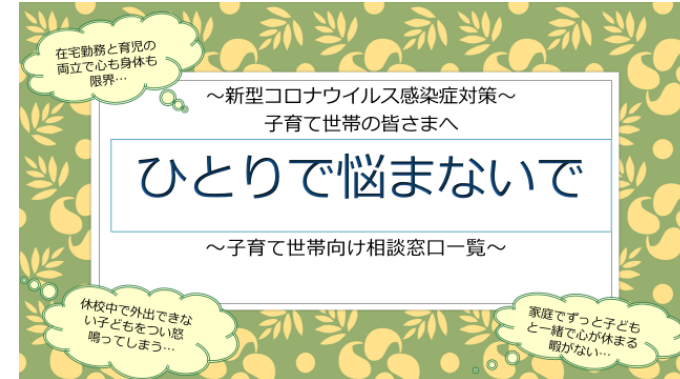
子育て世帯向け相談窓口の充実

外出自粛・学校の休業等により、不安や悩みを抱える方が増えているため、以下の取り組みを実施します。

① 子育て世帯向け相談窓口の集約・発信

(子ども政策課 ☎ 047-704-4007)

- ・各種相談窓口をわかりやすくまとめたパンフレットや特設サイトを作成



② 子育てコーディネーターによる電話相談開始

(子育て支援課 ☎ 047-366-7347)

- ・電話で子育て等に関する悩みや不安についての相談を開始

③ 保育士によるモニタリング (保育課 ☎ 047-366-7351)

- ・1カ月以上欠席している各家庭の子どもや保護者の様子を電話で確認
 ※必要に応じ相談も実施。関係機関と連携して必要な支援へ繋げる。

子ども食堂で食品を提供

(子ども政策課 ☎ 047-704-4007)

「お米代どうしよう…」 「子どもにはちゃんと食べさせたいのに…」 といったお悩みを持つ、現在お困りの子育て世帯の方へ向けて、現在市内の子ども食堂は開設していませんが、子ども食堂を通して必要なご家庭に食品をお渡ししています。

お近くの子ども食堂にお気軽にご相談ください。

● 市内子ども食堂一覧 (QRコード)



高齢者向けフレイル予防リーフレットの配布

(高齢者支援課 ☎ 047-366-7346)

外出自粛が進められ、高齢者のフレイル（心身の機能低下）が懸念される中、市では、高齢者のフレイル予防を強化するため、ウォーキングや屋内でのトレーニング方法を掲載したリーフレット「目指そう！健康長寿フレイルを予防する運動」を配布します。

リーフレットを速やかに配布するために、「地域共創社会の実現に向けた連携に関する協定」に基づき、ヤマト運輸(株)とヤマトホームコンビニエンス(株)の協力により、市内の宅急便配達時などに、高齢者（65歳以上）世帯に配布します。

- 配布開始 令和2年4月27日（月）※配布日数は2週間程度
- 配布枚数 50,000枚
- 世帯数 単独：25,317世帯、夫婦のみ：25,270世帯
※平成27年国勢調査

